

栗東市立葉山小学校 いじめ防止基本方針



令和8年4月1日
栗東市立葉山小学校

目次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 2 -
3. いじめの禁止.....	- 2 -
4. いじめ防止等の対策のための組織.....	- 3 -
5. 学校全体としての取組.....	- 4 -
学校の基本姿勢.....	- 4 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 4 -
(2) いじめの早期発見.....	- 5 -
(3) いじめへの対処.....	- 5 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 6 -
《家庭》.....	- 6 -
《地域》.....	- 6 -
(5) 関係機関との連携.....	- 7 -
6. 重大事態への対処.....	- 8 -
(1) 重大事態の意味について.....	- 8 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 8 -
7. 基本方針の見直し.....	- 8 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 9 -

栗東市立葉山小学校 いじめ防止基本方針

2014年(平成26年)4月1日制定

2019年(平成31年)4月1日一部改訂

2023年(令和5年)2月13日一部改訂

2024年(令和6年)4月3日一部改訂

2026年(令和7年)2月5日一部改訂

栗東市立葉山小学校長 坂東 靖記

栗東市立葉山小学校いじめ対策委員会

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定する。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、広く子どもの人権を侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、法律上のいじめの定義から考えると、いじめは社会通念上のものよりも広い意味を持ち、様々な形態を含み、だれもがいじめの側、いじめられる側になりうる。「いじめは決して許されない」ことを前提として、子ども自身がいじめに気づくことや、子どもを取り巻く大人が「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである」という意識をもつことが大切である。

いじめが全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの問題に関する理解を深めていかなければならない。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

児童生徒の尊厳を保持するため、未然防止教育を重点として、いじめ防止等のための対策を進めていく。

2.いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法第2条より）

- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・「学校」とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・「心身の苦痛を感じている」とは、いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど確認する必要がある。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた対応が必要である。
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を築いた場合など、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合でも、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

いじめとは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である

3.いじめの禁止

児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等の対策のための組織

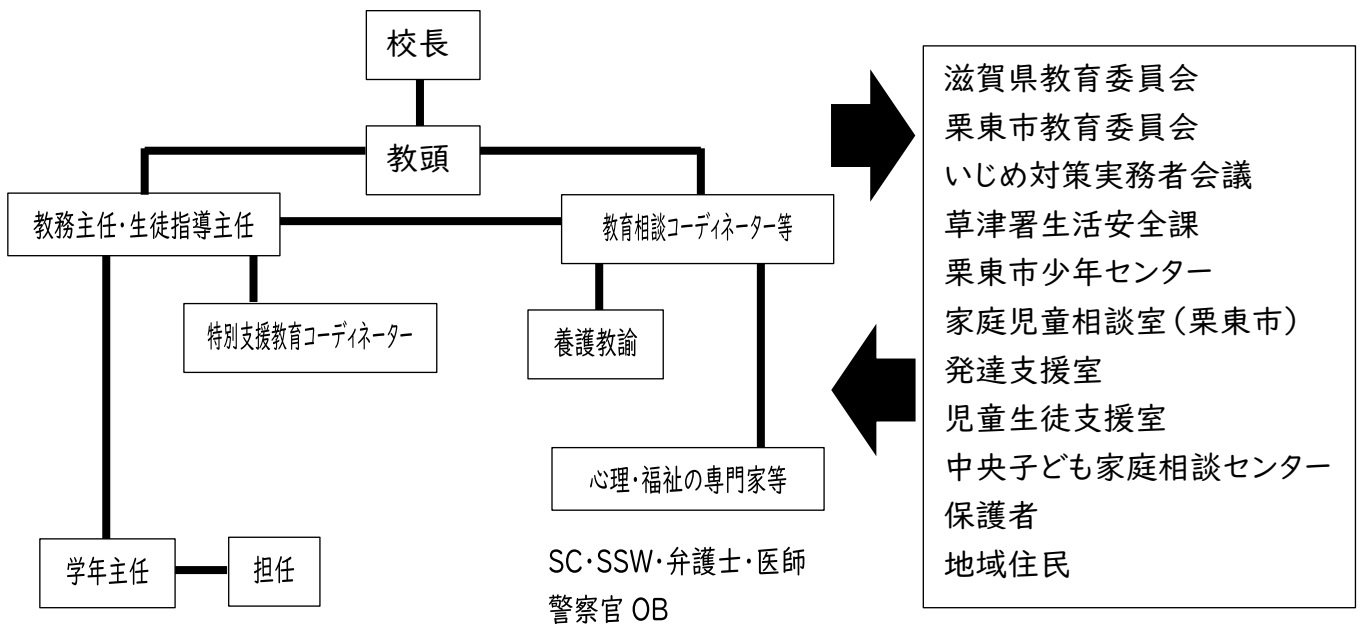
「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められている。そのためには、教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があることを認識する必要がある。学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主任などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠である。

組織の構成メンバーは、校長、副校長や教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなどから、学校の規模や実態に応じて決定する。

いじめを認知し、組織対応する際には、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認する。学校組織対応で事案を整理した後、子ども同士で解決できる事案については、教員が間にたち、当事者同士の意見を聴き、解決に導く。子ども同士では解決できない事案については、学校主体の組織を中心に、スクールカウンセラー（SC）や、スクールソーシャルワーカー（SSW）の専門的な意見を反映し、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。また、重大事態となる可能性がある事案については、早期にスクールロイヤーも含め、適切な指導・助言を受けて対応にあたる。

いじめの内容が些細なことでも、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図る。



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立たいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要である。子どもの意見を尊重し、置かれている状況や気持ちを理解しながら解決まで関わっていく。

いじめは、生活の違いや態度、そぶり、さりげない日常の行為の行き違い感情のもつれなどさまざまな要因から起こる。大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる、との認識に立ち、未然防止、早期発見、対処に努める。

学校の基本方針を全職員が理解し、絶えず情報交換をしながら全教職員で共通理解を図り、対応できるようにする。

(1)いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや「いじめをしない」こと、「傍観者」とならず、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性（「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを阻止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」となること）の理解を促していくことを大切にする。

教職員は児童生徒にとって安心して相談できる存在でなければならない。そのために、まずは教職員が児童生徒との関係性を構築し、尊重するところから始める。そこから、児童生徒の小さな変化に気づき、寄り添う声かけをするなど、信頼関係づくりに励む。いじめを生まない環境づくりを目指すとともに、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とることができるよう取組を進めていく。

学級は自分の居場所であり、人と認め合い、励まし合い、支え合う場であり、自分のよさを発揮する場である。児童生徒が自己理解と他者理解を大切にして、互いの個性や多様性を認め合い、安全安心に学校生活を送れるような風土を、児童生徒自らが作り上げることができるよう支援する。

- ① 児童生徒一人ひとりが、互いに多様な存在として認め、「自己指導能力」を身につけ、何が正しく何が間違っているか考えることができるようにする。
- ② 児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感を育む取組をして自尊感情を高める。「良いところ見つけ」などの活動を学校全体で取り入れる。
- ③ 教育活動全体を通して、社会性や規範意識の向上、思いやりの心や感謝の心を持つこと、人権を尊重する実践的態度を身につけさせることを目指す。6月を「いじめ防止強化月間」とし、いじめについて考える授業を行う。
- ④ 学級会や児童会活動等において、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させる。
- ⑤ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ防止のため、情報モラルや情報リテラシーを身に付けるための教育を推進する。また、児童や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的ないじめの内容を含んだ生活アンケート調査や葉山小学校情報簿の活用、教育相談を実施する。(ほのぼの相談日では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談も紹介する。)
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知、「ふれあい週間」の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細やかに把握するように努める。
- ④ 教職員が児童生徒にとって安心して相談できる存在であるために、信頼関係づくりに励む。
- ⑤ 地域・家庭・関係機関と連携して児童生徒を見守っていく。

(3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し速やかに対処する。

子ども同士で解決できる事案については、教員が間にたち、当事者同士の意見を聴き、解決に導く。子ども同士では解決できない事案については、学校主体の組織を中心に、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの専門的な意見を反映し、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。

学校いじめ対策委員会を開催した記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存する。記録については正確な記録が必要であり、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等を記載する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
 - ・校長 基本方針の策定、市教委への報告、いじめ対策委員会の開催
 - ・教職員 いじめの認知、速やかないじめ対策委員会への報告。
 - ・担任 早期発見、対応に向け、個々の児童生徒の見守り
学級内のトラブルの把握と解決に向けた援助
 - ・学年主任 情報交換と指導方針等の共通理解、対応への指導、助言
 - ・生徒指導 いじめ解決に向けた指導方針・対応方法の提案
再発防止に向けた取組の推進
 - ・養護教諭 来室者の情報を共有、関係機関との連携
- ② 家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を行い、緊密な連携を図る。
- ③ 事案に応じて、関係機関(福祉、医療、司法、警察等)との連携を図る。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできず、いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要がある。

- ① いじめが止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。家庭でのいじめに気づくための取組を進める。
- ② PTAの活動で研修会の充実を図る。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談を紹介してほのぼの相談日の窓口を広げ、保護者からの相談を受けやすくする。

《地域》

本方針を地域と共有することにより、児童生徒の安心な学校生活の醸成と、地域における加害行為の抑止を図る。

学校長の諮問機関である学校協議会においては、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員を始めとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティセンター員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での関係づくり等、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等の周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（福祉、医療、司法、警察等）との適切な連携が必要である。特に、重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もあり、警察との日常的な情報共有をし、連携強化を図っていく。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。
- ④ いじめの内容が些細なことでも、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を行う。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などである。

- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。

学校いじめ対策委員会を開催した記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存する。記録については正確な記録が必要であり、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等を記載する。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

いじめ防止基本方針については、毎年、いじめ対策委員会にて見直す他、学校マネジメントサイクルに則り、随時見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和8年度学校いじめ防止プログラム(栗東市立葉山小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●学級開き「みんな大切!メッセージ」 ●葉山小のアルマジロ(はやまっ子5か条) ○グループエンカウンター □第1回いじめ対策委員会 ■いじめ防止基本方針についての研修会 	▲「ストップいじめアクションプラン」の配布
5月	<ul style="list-style-type: none"> □子どもを語る会 ■人権研修 	△学校教育方針説明会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ～いじめ防止強化月間～ ■教育相談 ○第1回学校生活アンケート&教育相談月間 □いじめ防止強化月間振り返り ○ピンクTシャツ宣言の作成(いきいきホール前に掲示) ●いじめの授業(道徳、学活) 	<ul style="list-style-type: none"> △PTA人権研修会(幼小連携) ◇学校協議会
7月		
8月	□生徒指導・教育相談研修会	
9月	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動「友だちの良いところ見つけ」 ●葉山小のアルマジロ(はやまっ子5か条) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> □後期始業式(教師講話)「いじめ防止のために」 ○第2回学校生活アンケート&教育相談月間 	△PTA人権研修会(小中連携)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな気持ちの理解(ストレスマネジメント) ■教育相談 	◇学校協議会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●人権週間(人権作品づくり) ●ピンクTシャツ振り返り ○運営委員会によるいじめ防止の取り組み 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●葉山小のアルマジロ(はやまっ子5か条) ○第3回学校生活アンケート 	
2月	○助産師先生による命の学習(全学年)	◇学校協議会
3月	●葉山小のアルマジロ(はやまっ子5か条)振り返り	
年間	<ul style="list-style-type: none"> ●はやまっ子委員会(年間11回) ●学活「話し合い活動」 ●道徳教育の充実「いじめ防止ユニット」の活用 ●ピンクTシャツ宣言・ピンクTシャツ振り返り ●情報モラル教育の実施(全学年) ●葉山小のアルマジロ(はやまっ子5か条) 	<ul style="list-style-type: none"> △ほのぼの相談日(保護者相談日)の設定(毎月) △学年・学級通信で学習内容、子どもの姿を知らせていく。 ◇主任児童委員との定期的な懇談を行い連携を図る。

□:教職員の取組や活動 ○:児童生徒の取組や活動 △:PTAの取組や活動 ◇:地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

わが校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

栗東市立葉山小学校

めざす学校

一人ひとりを大切に、だれもが安全で安心して生活できる学校

子どものアクション

- いじめをゆるさない明るく楽しい学校、学級づくりを進める。
 - ・「友だちの良いところ探し」を実施。
 - ・行事等で、異学年が関わり合う。
- 学級活動や児童会活動においていじめ根絶運動を推進する。

家庭や地域と連携したアクション

- ・保護者が気軽に学校に相談できる「ほのぼの相談日」を月1回設定。(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談も紹介する。)
- ・家庭に「SOS早期発見チェックリスト」を配布。(6月)

教職員のアクション

- 自尊感情・他者理解の感情を育てる。
 - ・自分の思いを出し、互いの意見を大切にできる話し合い活動や仲間作りの場を設定する。(学級会活動、グループエンカウンター、「みんな大切」メッセージによる学級開き)
 - ・道徳の授業を通して思いやりの心情や道徳的实践力を育てる。(道徳、情報モラル教育の充実)
 - ・いじめ防止につながる授業を実施。(6月をいじめ防止強化月間とする。)
 - ・性に関する教育を充実させ、命の大切さを伝える。(助産師による「命の学習」全学年実施)→自殺予防教育
 - ・定期的に良いところ見つけなど自己有用感を高める活動を行う。
- 子どものSOSを見逃さない(早期発見)
 - ・ふれあい週間(6、10、1月の教育相談)、休み時間において子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
 - ・「全教職員で子どもを教育する」組織的な教育相談体制を充実させる。
- 主体的にいじめを掘り起こし、情報共有・共通理解・共通実践を進める。
 - ・いじめや人間関係に特化したアンケートを実施する。(学校生活アンケート6、10、1月)
 - ・放課後に情報交流の時間を設け、全教職員で共通理解し、組織的に対応する。
 - ・いじめ問題に対する意識や実践力を高めるため研修会を積極的に開催する。
 - ・インターネットやスマートフォン等を利用しいじめ防止のため、情報モラルや情報リテラシー教育を行う。また、児童や保護者に対してインターネット上のいじめの現状や危険性について啓発する。(5、6年生)

現状(課題)

- ・友だち同士のつながりが希薄でコミュニケーションがうまく図れず、トラブルになることがある。
- ・乱暴な言葉や行動で相手を傷つけることがある。
- ・「仲裁者」が現れるような支持的風土の高まりが弱い。
- ・規範意識が低く、集団になると楽しい方、楽な方に流されることがある。